

京都市告示第 174号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成16年5月13日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
 供用開始の期日              告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岡 崎 通	左京区岡崎円勝寺町151番地地先から	旧	メートル 69.70	5.35 ～メートル 10.15
	東山区柚之木町348番地地先まで	新	69.70	8.00 ～ 9.80
岡崎緯19号線	左京区岡崎円勝寺町91番地の84地先から	旧	31.70	5.09
	同町91番地の58地先まで	新	31.70	5.55
南禅寺緯11号線	左京区南禅寺草川町38番地の1地先から	旧	38.30	5.10 ～ 5.65
	同町39番地地先まで	新	38.30	6.00 ～ 8.90
山科御陵経49号線	山科区御陵上御廟野町6番地の1地先から	旧	36.50	3.98 ～ 9.45
	同町29番地の2地先まで	新	36.50	4.09 ～ 10.11

山科御陵緯4号線	山科区御陵上御廟野町24番地の6地先から 同町20番地の9地先まで	旧	10.70	2.40 ~ 3.80
		新	12.20	4.03 ~ 6.49
梅津緯55号線	右京区梅津尻溝町68番地の2地先内	旧	17.20	3.09
		新	17.20	3.09 ~ 3.55
葛野西経4号線	右京区西院西貝川町32番地の1地先から 同町49番地の2地先まで	旧	133.70	5.99 ~ 11.20
		新	133.70	9.48 ~ 15.00
嵯峨越畑幹46号線	右京区嵯峨越畑向山1番地の8地先から 同区嵯峨越畑上正権条1番地の1地先まで	旧	100.20	4.00 ~ 7.00
		新	100.20	6.44 ~ 19.35
大枝7号線	西京区大枝沓掛町13番地の16地先から 同町14番地の183地先まで	旧	81.80	1.80
		新	81.80	1.82 ~ 10.20
伊達街道	伏見区桃山町丹下39番地の3地先から 同区桃山最上町81番地の1地先まで	旧	33.30	4.10 ~ 4.85
		新	33.30	4.22 ~ 6.03
久我14号線	伏見区羽束師菱川町589番地の10地先から 同町587番地の3地先まで	旧	58.50	1.82 ~ 6.00
		新	58.50	4.20 ~ 6.00

羽束師経147 号線	伏見区羽束師菱川町587番地の1地先から	旧	13.70	6.01 ~ 8.70
	同町586番地の3地先まで	新	14.30	6.01 ~ 11.60
羽束師35号線	伏見区羽束師菱川町589番地の5地先から	旧	102.60	0.80
	同町590番地の2地先まで	新	101.40	6.00 ~ 9.50

(建設局道路部道路明示課)